住所　さいたま市西区大字佐知川1513番地1
金静美　昭和38年6月21日生
住所　埼玉県東松山市大字岡192番地1
吳輝　昭和42年9月1日生
住所　埼玉県三郷市高州4丁目135番地2
黄大權　昭和51年6月13日生
住所　岩手県奥州市水沢区字桜屋敷90番地
朴信成　昭和33年11月19日生
李晶江　昭和40年9月28日生
住所　新潟市中央区学校町通2番町572番地10
朴美生　平成5年7月24日生
住所　千葉市中央区浜野町723番地1
朴一生　平成7年8月2日生
住所　東京都品川区上大崎4丁目3番14−309号
張佳　昭和58年10月23日生
住所　熊本県水俣市湯出2083番地2
崔美佐　昭和63年4月21日生
住所　愛知県豊明市前後町善江1698番地1
柳皓子　昭和63年7月28日生
住所　愛知県豊川市金屋本町3丁目38番地
金哲丈　昭和61年4月3日生
住所　名古屋市中川区大畑町2丁目84番地
洪明汝　平成元年10月15日生
洪菜乃葉　平成20年10月14日生
住所　名古屋市北区柳原1丁目10番13号
朴功　昭和41年2月23日生
住所　長崎市油屋町3番11号
秦正義　昭和13年10月21日生
秦千恵　昭和18年2月15日生
住所　静岡県磐田市森下63番地
ヤマモト・イトウ・スサナ　昭和57年3月8日生
住所　静岡県磐田市森下63番地
ヤマモト・イトウ・アキナ　昭和60年8月27日生
住所　静岡県磐田市森下63番地
グティエレス・ヤマモト・ルキア・ジェニー
平成22年9月21日生
住所　東京都国分寺市本多2丁目3番8号
李未来　平成元年8月15日生

○文部科学省告示第百二十八号

重要無形文化財佐賀錦の保持者西山フミ（古賀フミ）（平成六年文部省告示第九十号）は、平成二十七年六月七日死亡し、当該保持者の認定及び重要無形文化財佐賀錦の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十七年八月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

○農林水産省告示第二千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県田村郡小野町大字湯沢字八又一九四の六、一九四の九、字高台五九の三、大字夏井字川除八四の三、大字皮籠石字古坊七六の一、大字南田原井字貢中二九の四、二九の五、大字塩庭字南府中七四の一、字長賀一五九、一六二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字古坊七六の一・字貢中二九の五・字南府中七四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字川除八四の三、字長賀一五九、一六二、字高台五九の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県愛甲郡清川村煤ケ谷字杉ノ沢五一五九、字大ノ沢五一六〇、字押出し五一六一の一、字火打沢五一六三の一（次の図に示す部分に限る。）、字枝尾五一六四の一、字小庚沢五一六五の一・五一六五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五一六五の三、字板小屋五一六六の二（次の図に示す部分に限る。）、字五葉ノ松五一六七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県愛甲郡清川村宮ケ瀬字丹沢山一七六一の一・煤ケ谷字丹沢山五一七二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

宮ケ瀬字丹沢山一七六一の一・煤ケ谷字丹沢山五一七二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県愛甲郡清川村宮ケ瀬字丹沢山一七六一の一・煤ケ谷字丹沢山五一七二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

宮ケ瀬字丹沢山一七六一の一・煤ケ谷字丹沢山五一七二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）